

茨障第3888号
令和6年11月28日

生活介護事業所 管理者様

茨木市福祉部障害福祉課
課長 井上 寛之

生活介護の臨時的な取り扱いについて（依頼）

令和6年11月18日付で本市は茨木市立障害者生活支援センターともしひ園（以下「ともしひ園」とする。）に対して指定生活介護事業者の指定の取消処分を行いました。

ともしひ園においては40名あまりの重度障害者が利用しており、令和7年3月31日までに、迅速かつ円滑に他の生活介護事業所等へ移行する必要があります。

また、同時期には特別支援学校の卒業生など利用申出が一時的に集中することが見込まれることから、ともしひ園からの生活介護移行者等の受け入れに関して次のとおり取り扱うこととしますので、積極的な利用者の受け入れを要請します。

1 受入れ時の取扱い

本件については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）による「災害、虐待その他やむを得ない事業がある場合」として扱い、指定生活介護事業者が定員を超えての受け入れを行う場合、その際の介護給付費等については、特例的に所定単位数の減算は行わない取扱いとします。

また、本件取り扱いの対象になる事業者については、対象期間において定員超過に係る監督庁（福祉指導監査課）による指導の対象とはなりません。

※但し、対象期間を超えて利用者が定着するなど定員を超えた状況が継続するときは、速やかに必要な人員配置を行ったうえ、定員変更の届出を福祉指導監査課へ行う必要があります。

2 対象期間

令和6年11月18日から令和7年10月31日まで

3 その他

本取扱いは事前に手続きが必要であるため、定員を超えての受け入れが見込まれる事業者は速やかに障害福祉課に相談してください。

(問合せ先)

茨木市障害福祉課認定給付1・2グループ
外線 072-620-1636（直通）
担当 岡田・刈込